

6 救急医療

【基本的な考え方】

- 救急医療体制については、傷病の程度により、「初期救急（かかりつけ医等）」、入院治療に対応する「二次救急（救急告示病院）」、重篤な救急患者に対応する「三次救急（救命救急センター等）」という体系で構成されています。
- 救急医療は医療政策において重要な分野であり、地域医療体制の維持充実と、医療機関の役割分担と連携の促進を図ります。
- 二次救急については、地域の中心的役割を担うことから、救急医療の要と位置づけ、その体制の維持充実に努めます。
- 島根県は、東西に細長く、離島や中山間地域を抱えるという地理的条件から、三次救急について、広域的な搬送体制を整えながら、全県に加え、県東部及び県西部という複数の体制を構築しています。
- 救命率の向上や後遺症の軽減、広域的な救急搬送体制の強化のために導入したドクターヘリの運航や、防災ヘリコプター等のより効果的な活用を進め、救急医療及び二次医療圏域・県境を越えた救急搬送体制のさらなる充実に努めます。
- 休日や夜間に多くの軽症患者が二次救急及び三次救急の医療機関を受診することにより、本来担うべき救急医療に支障を来さないよう、県民への啓発に努めます。
- 「病院前救護体制」の整備については、救命率を高めるために、医療機関と消防機関が連携するとともに、「メディカルコントロール協議会」を中心として体制整備を推進します。

【現状と課題】

（1）救急医療体制

- 初期救急については、地域の医師会等の協力により、かかりつけ医、休日（夜間）診療所、在宅当番医制や救急告示病院の救急外来など、各地域事情に応じた体制がとられています。
- 「島根県歯科医師会口腔保健センター」において、休日歯科診療が実施されています。
- 二次救急については、入院機能を担う「救急告示病院」を25ヵ所認定し、また、地域の実情に応じ病院群輪番制などの体制をとるなど、二次医療圏域において提供体制を確保しています。しかしながら、医師不足に伴う診療機能の低下が懸念されるとともに、軽症患者の集中により本来の救急医療の役割に支障を来す状況も見受けられます。
- 三次救急については、脳卒中、急性心筋梗塞等をはじめとする重篤患者への医療を提供する「救命救急センター」を4ヵ所指定しており、うち、島根県立中央病院を広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を24時間体制で受け入れる「高度救命救急センター」に指定しています。

東西に細長い島根県の特徴を考慮して、松江赤十字病院が県東部、国立病院機構浜田医療センターが県西部における地域の役割を担います。

その上で、「高度救命救急センター」である島根県立中央病院と、内因性疾患の対応に加えて重症外傷等、専門的な外傷治療を行う「高度外傷センター」を備えた島根大学医学部附属病院が連携して、全县における広域的な役割を担う体制をとっています。

- 平成 23(2011)年度から運航を開始したドクターヘリは、高度救命救急センター及び基幹災害拠点病院である島根県立中央病院を基地病院とし、事故等の現場付近において救急専門医による救急救命処置を行う「現場救急」や、重篤患者等を高次医療機関へ搬送する「転院搬送」により、救命率の向上や後遺症の軽減、広域的な搬送体制の強化等、県内全域における救急医療の充実を担っています。

(2) 搬送体制

- 県内 9 つの消防本部等により救急搬送が行われています。
平成 29(2017)年 4 月現在、医師の指示の下で救急救命処置を行うことができる救急救命士が 316 名養成されています。
また、救急救命士による高度な救急救命処置に対応した資機材等を装備した高規格救急車が 73 台配備されています。
なお、高齢化の進展などに伴い、救急車による患者搬送件数は年々増加傾向にあります。
- ドクターヘリを運航するほか、中国地区各県のドクターヘリと相互利用を目的とする協定を締結することにより県内全域の救急患者の搬送を行っています。
さらに、離島や中山間地域における広域的な搬送体制を強化するため、島根県防災ヘリコプターを活用するとともに、中国各県の防災ヘリコプターや自衛隊の輸送機、海上保安庁のヘリコプター等の協力を得ています。
また、県西部と隠岐圏域について、搬送先医療機関（島根県立中央病院、松江赤十字病院、島根大学医学部附属病院）の医師が防災ヘリコプター等に同乗する体制を整備しています。

(3) 病院前救護体制

- 消防本部、救急告示病院等を構成員とする「島根県救急業務高度化推進協議会」及び県内 4 地区の「メディカルコントロール協議会」の活動により、病院前救護体制の充実と救急業務高度化の推進を図っています。
- 医師の具体的な指示の下、気管挿管や薬剤投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与など、より高度な救急救命処置を行うことができる「認定救急救命士」の養成を行っています。
救急救命処置の範囲拡大に対応した認定救急救命士を養成するとともに、再教育を継続して実施する必要があります。
- 救急救命士が行う救急救命処置は、原則医師の指示に基づき行うものであり、指示・指導医師、検証医師の確保に努めています。

表5-2-6(1) 救急医療体制

医療圏域	松江圏域		隠岐圏域	雲南圏域	出雲圏域		大田圏域		浜田圏域	益田圏域
	松江圏域	松江圏域			出雲圏域	出雲圏域	大田市	大田市 邑智郡		
二次医療	松江圏域		隠岐圏域	雲南圏域	出雲圏域		大田圏域		浜田圏域	益田圏域
二次救急	松江圏域		隠岐圏域	雲南圏域	出雲圏域		大田圏域		浜田圏域	益田圏域
消防・M・C	消防組織	松江市消防本部 安来市消防本部	隠岐消防本部	雲南消防本部	出雲市消防本部 大田市消防本部	出雲市消防本部 大田市消防本部	出雲市消防本部 大田市消防本部	出雲市消防本部 大田市消防本部	浜田市消防本部 江津邑智消防組合 消防本部	益田広域消防本部
	メデイカルコントロール体制	松江・安来地区 メデイカルコントロール協議会	出雲地区救急業務連絡協議会	島根県救急業務高度化推進協議会	出雲地区救急業務連絡協議会	出雲地区救急業務連絡協議会	出雲地区救急業務連絡協議会	出雲地区救急業務連絡協議会	浜田・江津地区救急業務連絡協議会	益田地区救急業務連絡協議会
初期医療機関	在宅当番医制	安来市医師会	島後医師会 島前医師会	雲南医師会 (仁多ブロック)	大田市医師会	大田市医師会	大田市医師会	邑智郡医師会	益田市医師会 鹿足郡医師会	
休日診療所	休日診療所	休日救急診療室 (松江市)		雲南市休日診療	出雲休日・ 夜間診療所	出雲休日・ 夜間診療所	出雲休日・ 夜間診療所	浜田市休日 応急診療所	益田市休日 応急診療所	
	休日診療事業	松江赤十字病院 松江市立病院 安来市立病院 松江生協病院 地域医療機能推進 機構玉造病院 松江記念病院 日立記念病院	■隠岐病院 ■隠岐島前病院	□雲南市立病院 □町立奥出雲病院 □飯南町立飯南病院 □平成記念病院	□県立中央病院 □島根大学医学部 附属病院 □出雲市立総合 医療センター □出雲市民病院 □出雲徳洲会病院 □大田市立病院	□県立中央病院 □島根大学医学部 附属病院 □出雲市立総合 医療センター □出雲市民病院 □出雲徳洲会病院 □大田市立病院	□県立中央病院 □島根大学医学部 附属病院 □出雲市立総合 医療センター □出雲市民病院 □出雲徳洲会病院 □大田市立病院	■国立病院機構 浜田医療センター ■済生会江津総合 病院 ■公立邑智病院	■益田赤十字病院 ■益田地域医療セン ター医師会病院 ■六日市病院	
二次救急医療機関	救急告示病院	松江赤十字病院 (救命救急センター)	松江赤十字病院 (救命救急センター)	県立中央病院 (高度救命救急センター、救命救急センター)	島根大学医学部附属病院 (高度外傷センター、救命救急センター)	島根大学医学部附属病院 (高度外傷センター、救命救急センター)	島根大学医学部附属病院 (高度外傷センター、救命救急センター)	国立病院機構 浜田医療センター (救命救急センター)	国立病院機構 浜田医療センター (救命救急センター)	

(注) 「救急告示病院」における■は、病院郡輪番制病院です。
資料：県医療政策課

【施策の方向】

（１）救急医療体制

- ① 現状の救急医療体制の維持充実に努めます。
特に、二次救急については、医療機関連携を促進し、医療機能の水準の維持充実に努めます。また、二次救急と三次救急の広域的な連携体制を強化し、全県の救急医療体制の維持充実を図ります。
- ② ドクターヘリについて、県内の医療機関、消防機関等との緊密な連携により、効果的な運航体制を確保します。さらに、隣接県のドクターヘリとの広域連携（相互乗り入れ）について、隣接県と緊密な連携を図りながら、県内の救急医療体制を強化します。
- ③ 上手な医療機関のかかり方等について、県民への啓発を推進します。

（２）搬送体制

- ① 救急救命士の養成や消防機関による高規格救急車の整備を推進し、搬送体制の充実を図ります。
- ② 救急車の適正利用について、国や消防機関と一体となって社会啓発を推進します。
- ③ ドクターヘリや防災ヘリコプター等を活用した救急患者搬送について、医療機関、消防機関、海上保安庁、自衛隊等の各関係機関との緊密な連携を図り、効果的な広域搬送体制を確保します。

（３）病院前救護体制

- ① 「島根県救急業務高度化推進協議会」と県内４地区の「メディカルコントロール協議会」が中心となって症例検証などを定期的に行い、引き続き医療機関と消防機関の連携強化、メディカルコントロール体制の充実及び救急業務高度化の推進を図ります。
- ② 引き続き医療機関などの協力を得ながら、認定救急救命士の再教育や養成を推進します。
- ③ メディカルコントロール担当医師研修の実施により、指示・指導医師、検証医師の充実を図ります。

【救急医療に係る数値目標】

項目	現状	目標	備考
①救急告示病院の数	25カ所 (平成29(2017))	維持	県認定
②救命救急センターの数	4カ所 (平成29(2017))	維持	県指定
③救急救命士の数	316人 (平成29(2017))	396人	県消防総務課調査